

プラスチック類ごみ分別収集と再資源化の検討開始について

地球規模の資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題など、プラスチックの資源・環境両面の諸課題解決を目指し、令和 3 年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

この法律は、プラスチック使用製品について業界や製品にとらわれず、素材の観点から横断的な取組を促すもので、市町村には、家庭からのプラスチック類ごみを一括収集することが求められています。

この法律の公布に伴い市でもプラスチック類ごみの分別収集の検討を開始することとしました。検討に当たっては多摩川衛生組合構成市である稲城市と連携して行います。

1 多摩地域 26 市のプラスチック類ごみの分別収集及び再資源化の状況

あきる野市、稲城市、狛江市を除く 23 市で容器包装プラスチックの分別収集と再資源化を実施済。そのうち昭島市、小金井市、日野市、多摩市では容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括収集を実施済

2 狛江市の現状

プラスチック類ごみを可燃・不燃・粗大ごみとして収集し、クリーンセンター多摩川で焼却して熱回収している。

3 分別収集対象とするプラスチック類ごみ

再資源化に適した容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括して収集

4 検討課題

- ①再資源化に適したプラスチック類ごみ、収集運搬方法と収集頻度
- ②中間処理施設の確保と中間処理施設までの搬入方法

5 今後の予定

- ・令和 3 年度 4 検討課題①を狛江市ごみ半減推進審議会で、②を稲城市と連携して進める。
- ・令和 4 年度 実施に向けての条例改正等と市民への分別や排出方法の周知
- ・令和 5 年度 分別収集及び再資源化の開始

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

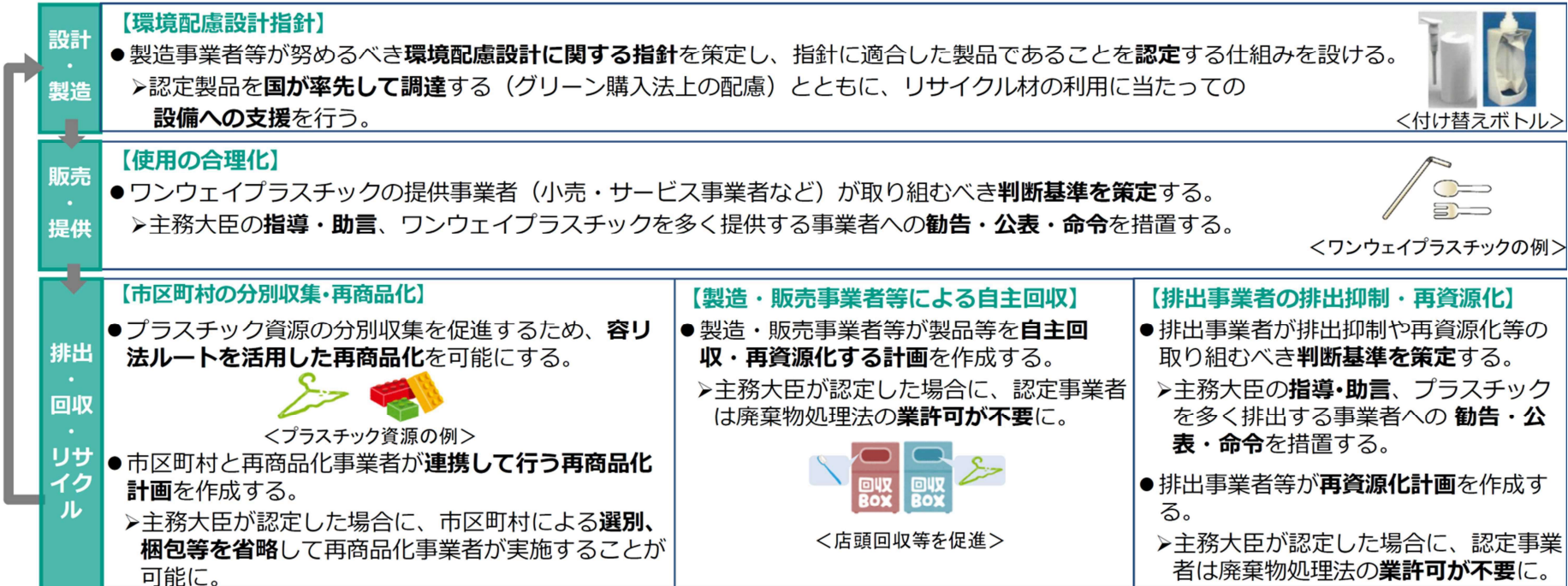
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項



↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>